

#### Q9-4.相互協議、対応的調整について教えてください。

移転価格の調整が行われると、取引相手国との間で二重課税が生じます。この二重課税は、相手国との間に二重課税を排除するための対応的調整を定めた租税条約があれば、台湾税務当局と相手国の権威ある当局との間での相互協議を通じ、排除できる可能性があります。しかし、租税条約が締結されていない日本と台湾との間の取引に関し、移転価格の調整が行われた際には、二重課税となりますが排除する手段はありません。たとえば、台湾子会社から日本親会社への販売価格が低すぎるとして台湾税務当局に調整され、台湾で追加納税をすることとなった場合、日本親会社側の仕入価格について台湾税務当局の指摘に従った調整を行うことで日本で納付済みの法人税額の還付を受けることはできません。

しかし、租税条約が締結されている相手国との取引については、税務当局に対し、相互協議の申立てをすることができます。この協議において両税務当局が合意に達した場合には、台湾税務当局に調整された所得について、相手会社側の所得が減額調整され、相手国税務当局に対して税金の還付申し立てができます。

#### お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。